

経営事項審査申請要領の一部改正について(令和7年 10 月)

後期高齢者被保険者証の有効期間が満了したため、経営事項審査申請要領の一部を以下のとおりとします。

※経営事項審査申請要領については、令和8年4月に改訂予定です。

1 建設業法施行規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術者職員名簿(以下、「技術職員名簿」という。)に記載されている職員に係る雇用状況の確認資料について

経営事項審査申請要領 26 ページ「技術職員名簿」における「(3)審査基準」の提示書類について、当面の間は下表のとおりになります。

	提示書類	備考
A	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)又は雇用保険被保険者証(公共職業安定所長発行のもの) ※ 役員、同居の親族等加入義務の無い者の分の提示は不要です。	左記書類の代わりに、公共職業安定所で事業所別被保険者台帳照会(審査基準日以降に照会したもの)により交付される台帳でも可(※)
B	以下の書類のうち、いずれか ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(健康保険被保険者証(「記号」、「番号」及び「保険者番号」はマスキング(黒塗り)して提示)でも可) ・厚生年金保険 70 歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ ・後期高齢者医療制度対象者の場合、「マイナ保険証(表面)」の写し又は「資格確認書」の写し ・所属企業の雇用証明書	組合管掌健康保険に加入の場合は、健康保険組合発行の健康保険被保険者標準報酬決定通知書で決定後の標準報酬月額が記載されているものを提示

<問合せ先>

担 当: 静岡県交通基盤部建設経済局建設業課建設業班
所在地: 静岡県静岡市葵区追手町9-6
T E L: 054-221-3058
メー ル: kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp